

第5章 計画の推進体制

本計画を実現し、全ての青少年が希望を持っていきいきと生活し、活躍できる社会を築いていくためには、教育、福祉、保健・医療、雇用、更生保護、青少年健全育成等様々な分野の施策や事業を総合的に推進していくことが不可欠です。

また、県はもとより、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が各々の役割を認識し、それぞれの立場で主体的に施策に取り組むとともに相互に連携・協力して、県民総参加で青少年健全育成を進めることが重要です。

このため、県における推進体制を強化するとともに、市町村や青少年育成県民会議、青少年健全育成活動関係団体等との連携強化を図り、県民が一体となって総合的に取組を推進します。

1 県の推進体制の強化

(1) 大分県青少年対策本部

知事を本部長とする知事部局、教育委員会、警察本部で構成する「大分県青少年対策本部」（平成13年3月設置）のもと、大分県青少年健全育成審議会の意見を踏まえ、様々な分野にわたる青少年施策を総合的・計画的に推進するとともに、関係部局間の連携を強化し、積極的に課題解決に取り組みます。

(2) 大分県子ども・若者支援地域協議会

社会生活を円滑に営む上で個別の対応が必要な青少年に対する支援を効果的かつ円滑に実施するため、「子ども・若者育成支援推進法」（以下「法」という。）に基づく「大分県子ども・若者支援地域協議会」（平成25年3月設置）において、様々な分野の支援機関・団体が連携して、総合的かつ着実に施策を推進します。

(3) 大分県青少年健全育成審議会

本計画を推進するにあたり、計画に盛り込んだ施策の進捗状況を「大分県青少年健全育成審議会」に定期的に報告・点検するとともに、計画を推進する上での課題等を検討したうえで、意見等をもとに施策の見直しや追加を行うことにより、一層の青少年健全育成の推進を図ります。

2 市町村の役割

(1) 地域の実情に応じた子ども・若者支援策の着実な推進

市町村は、住民に身近な基礎自治体として、その区域内における子ども・若者の状況に応じて、必要な支援の仕組みを構築していくことが求められます。

県は、市町村が地域の子どもの若者の支援ニーズや、活用可能な社会資源等を適切に把握し、多様な分野の関係機関等と連携しながら、必要な施策を円滑に推進できるよう支援します。

(2) 市町村子ども・若者計画の策定

市町村は、国の「子ども・若者育成支援推進大綱」（子ども・若者ビジョン）及び本計画を勘案し、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援に係る計画（以下「市町村子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとされています（法第9条第2項）。

県は、全ての市町村において、地域の実情に応じた「市町村子ども・若者計画」が策定されるよう働きかけます。

(3) 地域における子ども・若者育成支援ネットワーク（子ども・若者支援地域協議会）の設置

市町村は、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会を置くよう努めるものとされています（法第19条第1項）。

県は、個別の対応が必要な子ども・若者が、より身近な市町村において、適切な支援が受けられるよう市町村の実情に応じ既存のネットワークと連携して、子ども・若者育成支援の活動を充実させたり、既存の仕組みの中で活用可能なものを子ども・若者支援地域協議会として機能させることなどにより、市町村における子ども・若者支援地域協議会の設置を促進します。

【既存の協議会及びネットワーク（例）】

名 称 等	概 要
要保護児童対策地域協議会 （児童福祉法第25条の2）	要保護児童等の早期発見や適切な保護を図ることを目的とし、児童相談所や学校、保健所等関係機関が情報交換や支援内容の協議を行うネットワーク
生活困窮者自立支援制度の 支援調整会議等の地域ネッ トワーク	支援調整会議等生活困窮者を早期に発見し、包括的な支援を行うためのネットワーク
児童生徒の不登校・いじめ等 に対応するためのネットワ ーク	不登校やいじめ等への対応を目的とした教育委員会、学校、教育支援センター等の関係機関によるサポートのためのネットワーク
特別支援教育を総合的に支 援するためのネットワーク	発達障害を含む障がいのある幼児、児童、生徒に対し、学校における特別支援教育を総合的に推進するための教育、医療、保健、福祉、雇用等の関係機関等によるネットワーク

出典：子ども・若者支援地域協議会設置・運営指針

3 市町村、青少年育成県民会議等関係団体等との連携強化

(1) 市町村との連携強化

青少年の生活基盤は各地域にあるため、最も身近な行政主体である市町村が、その実情を踏まえながら、地域の中心となり関係団体等と連携して青少年育成に取り組むことが効果的であり重要です。

県は、市町村が青少年育成支援施策を円滑に実施できるよう、市町村が取り組むNPOや民間団体の育成、人材等の確保・養成、必要な情報の提供や連絡調整、「市町村子ども・若者計画」の策定や、子ども・若者支援地域協議会の設置等に対する支援を行います。

(2) 青少年育成県民会議、市町村民会議、青少年健全育成活動団体等関係団体との連携強化

県は、青少年の健全育成に向けた県民運動を展開している大分県青少年育成県民会議や、市町村民会議の活動支援を通じてその活性化を図るとともに、連携を一層強化します。

また、大分県青少年団体連絡協議会加盟団体や各分野の青少年団体、NPO等に対して必要な情報提供や支援を充実するなど、更なる連携強化を図ります。

(3) 他都道府県との連携

青少年問題の中には有害環境情報に対する取組等、県域を越えて対応しなければならない課題も多いことから、これらの課題については、他都道府県との協議・調整を行うなど連携をさらに強化します。

(4) 国への協力要請

国の制度や施策が必要となる青少年問題については、全国知事会等を通じて必要な措置を国に対して要望していくとともに、国の関係地方機関等との連携を一層強化します。

4 広報啓発活動の推進

計画の実現に向けた県民意識の高揚に向け、様々な機会を捉えて街頭啓発活動を進めるとともに、SNSや大分県ホームページ等の広報媒体を活用して、計画の趣旨・内容を広く県民に情報発信します。

また、青少年育成団体等の活動状況を広報誌やSNS等により、関係団体に広く紹介することにより県内全域に取組を横展開するとともに、ボランティア参加を必要とする取組など計画の推進に繋がる情報を広く県民にお知らせすることなどにより、地域において住民総参加で青少年育成活動が推進されるような環境づくり、機運醸成に積極的に取り組みます。

さらに、コロナ禍における新たな生活様式が求められることを契機として、従来の街頭啓発活動を維持しつつ、SNSやHP、広報誌等を活用した啓発活動を、より一層充実していきます。

5 計画の的確な進行管理

計画を着実に推進するため、推進項目の数値目標（指標）を設定し、毎年度項目ごとの進捗状況を取りまとめ、大分県青少年健全育成審議会において報告するなど、進捗管理を徹底するとともに、取組を進めるにあたっての課題を把握し、次年度以降の取組について協議・検討したうえで、必要に応じて施策を見直すなど、PDCAサイクルを回します。

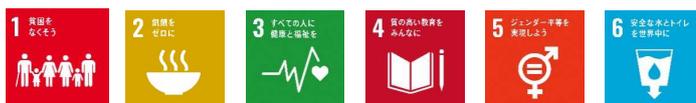
なお、本計画の進捗状況や大分県青少年健全育成審議会の審議内容については、大分県ホームページ（<http://www.pref.oita.jp/>）等で公表します。

6 持続可能な社会を目指して～SDGsの実現～

地球上の誰一人取り残さないことを基本方針としているSDGsの理念は、「安心」「活力」「発展」の基本目標のもと、将来とも発展可能性豊かな大分県づくりを進める本県の取組と軌を一にするものであり、引き続き、「安心・活力・発展プラン2015～2020改訂版～」の部門計画である「大分県青少年健全育成基本計画」に掲げる施策を総合的かつ効果的に推進することにより、持続可能な社会の実現を図ります。



「大分県青少年健全育成基本計画」とSDGsの関連表



基本目標	重点目標	貧困	飢餓	保健	教育	ジェンダー	水・衛生
次代を担う青少年の育成	1 青少年の健全育成・自己形成支援						
	2 多様な活動・社会形成・社会参加支援						
	3 社会にはばたく力の養成・環境づくり						
青少年の健全な成長を社会全体で支えるための環境を整備	4 地域社会・関係機関の連携・協働						
	5 子育て支援等の充実						
	6 多様な担い手の育成						
青少年への対応を必要とする青少年への個別の支援	7 青少年の状況に応じた個別の支援						
	8 青少年の被害・加害防止と保護						
	9 青少年を取り巻く有害環境等への対応						



エネルギー	経済成長と雇用	インフラ、産業化、イノベーション	不平等	持続可能な都市	持続可能な生産と消費	気候変動	海洋資源	陸上資源	平和	実施手段